

エコマーク商品類型 No.161

「シュレッダーVersion1.0」  
認定基準書

—適用範囲—

機密文書（紙・記録用メディア）などを細断する電動式シュレッダー

制定日 2017年 11月 1日  
最新改定日 2019年 4月 1日  
有効期限 2029年 10月 31日

(公財)日本環境協会  
エコマーク事務局

## エコマーク商品類型 No.161 「シュレッダーVersion1.0」 認定基準書

(公財)日本環境協会  
エコマーク事務局

1. 認定基準制定の目的	1
2. 適用範囲	1
3. 用語の定義	2
4. 認定の基準と証明方法	2
4-1. 環境に関する基準と証明方法	2
4-1-1. 省資源と資源循環	2
4-1-2. 地球温暖化の防止	3
4-1-3. 有害物質の制限とコントロール	4
4-1-4. ユーザーへの情報提供	5
4-2. 品質に関する基準と証明方法	6
5. 配慮事項	6
6. 商品区分、表示など	6

## 1. 認定基準制定の目的

シュレッダーは、個人情報保護や組織の機密情報を処理するために行政機関やオフィスなどで使用されている。国等の機関に環境物品の調達を義務づける「グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）」では、特定調達品目として「シュレッダー」の基準が設定されているが、一般的に環境配慮の側面と比べて品質や安全性が重視される傾向にある。また、細断された紙もテナントビルなどによっては、資源回収にまわらずに焼却処理されてしまうケースもあり、古紙リサイクル面での課題も指摘されている。そのため、シュレッダー業界全体として環境配慮設計などの取り組みを進める必要がある。

一方、国際的には、ドイツ、韓国、中国、台湾などのタイプI環境ラベル機関でシュレッダーに関する基準が設定されており、2005年から開始された日中韓三ヵ国環境ラベル制度間の相互認証の推進においても、2015年にシュレッダーの共通基準策定を進めていくことで合意している。

そこで、国際的な標準化を視野に入れつつ、総合的に環境負荷低減に資するシュレッダーの普及を目指し、エコマークで認定基準を策定することとした。

## 2. 適用範囲

機密文書（紙・記録用メディア）などを細断する電動式シュレッダー

### 3. 用語の定義

シュレッダー	機密を保持するために、文書・図書などを判断不能の状態に細かく細断する機械。
機密文書	事業者などが機密として指定した書類などの文書。行政機関で発生する行政文書で保管や保存されている文書も含む。
記録用メディア	直径 12cm の CD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM、BD-R、BD-RE などの電子媒体。
保守部品	製品の機能・性能を維持するために不可欠な補修用部品。
定格細断枚数	電気用品安全法の平常温度上昇試験の要求を満足し、細断率 90%以上を満たす細断枚数。
定格消費電力	定格細断枚数を細断した時の電力値(W)並びに電流値(A)。
待機時消費電力	電源を入れた状態で、細断を行っていないときに消費される電力。ただし、低電力モードまたはオフモードを備える機器については、これらのモードにおける消費電力をいう。
低電力モード	一定時間操作が行われなかった後に、自動的に切り替えられ実現される低電力状態。
オフモード	一定時間が経過した後に、自動オフ機能によって電源を切った状態。
プラスチック	単一もしくは複数のポリマー材料と、特性付与のために配合された添加剤、充填材等からなる材料。
ポリマー	プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。
筐体	外装カバー。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分。製造プロセス上、不可避免的に混入する 0.1wt%以下の不純物成分は含まない。
過負荷遮断	細断モータの回転トルクに対し、処理能力の許容範囲を超えたとき、駆動電流を遮断し停止させること。

### 4. 認定の基準と証明方法

付属証明書の記入欄にチェック・記載を行い、申込企業印(角印)を捺印のうえ提出すること。なお、相互認証を活用して海外環境ラベルの認定取得を申請する場合には、4-1-2.(6)および(7)の証明において、ISO/IEC17025(一致規格 JIS Q17025「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」)の認定を受けた試験所で試験を実施すること。

#### 4-1. 環境に関する基準と証明方法

##### 4-1-1. 省資源と資源循環

(1) 製品は、**別表 1**の「製品設計チェックリスト」に適合すること。

##### 【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また、記入表 1「製品設計チェックリスト」を提出すること。

(2) 紙と記録用メディアの両方を細断できるシュレッダーの場合には、細断された紙とメディアを分別して収納できる構造であること。

## 【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また、ダストボックスを別々にするなど細断された紙とメディアを分別して収納できる構造であることを確認できる、写真またはカタログの該当部分を提出すること。

- (3) 修理の受託体制が整備され、機器利用者の依頼に応じて修理を行っていること(リペアシステム)。また、体制の整備として以下の a.および b.を満たすこと。
- a. 修理を受託することの情報提供がなされていること。
  - b. 修理の範囲(サービス内容)、連絡先などに関する情報提供がなされていること。

## 【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また、本事項を明記した取扱説明書、リーフレット、ウェブサイトなどの該当部分の写しを提出すること。

- (4) 保守部品の供給期間は当該製品の製造停止後、5年以上とすること。

## 【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また、本事項を明記した取扱説明書、リーフレット、ウェブサイトなどの該当部分の写しを提出すること。

- (5) 製品の包装または梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さおよび廃棄時の負荷低減に配慮されていること。具体的には別表 2 の「包装材料チェックリスト」に適合すること。

## 【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また、記入表 2「包装材料チェックリスト」を提出すること。

## 4-1-2. 地球温暖化の防止

- (6) 製品の定格消費電力は以下の基準に適合していること。

$$\text{定格消費電力}[\text{W}] \leq 30 \times x [\text{枚}] + 120 [\text{W}]$$

x には定格細断枚数を代入すること。ただし、記録用メディア専用シュレッダーの場合は、x=15 とする。なお、周波数 50Hz で測定した定格細断枚数および定格消費電力を用いること。

## 【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載し、定格消費電力の試験結果を提出すること。また、分析試験場名・試験所の所在地・ISO/IEC17025(一致規格 JIS Q17025)認定の有無を付属証明書に記載すること。

- (7) 製品の待機時消費電力は 0.5W 以下であること。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載し、待機時消費電力の試験結果を提出すること。  
また、分析試験場名・試験所の所在地・ISO/IEC17025(一致規格 JIS Q17025)認定の有無を付属証明書に記載すること。

- (8) 製品は電源スイッチを備えていること。また、低電力モードまたはオフモードを備える製品については、これらのモードへの移行時間が出荷時に 10 分以下に設定されていること。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また、本事項を明記した取扱説明書、リーフレット、ウェブサイトなどの該当部分の写しを提出すること。

#### 4-1-3. 有害物質の制限とコントロール

- (9) 25g を超えるプラスチック製筐体部品にはハロゲンを含むポリマーを使用しないこと。ただし、PTFE などのフッ素化プラスチックは使用可とする。また、難燃剤として短鎖塩素化パラフィン(SCCPs)(鎖状 C 数が 10~13、含有塩素濃度が 50%以上)、ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】

本項目への適合および確認方法を付属証明書に記載すること。また、使用しているプラスチック材料のリスト(記入表 3)を提出すること。原料の製造事業者名、ハロゲンを含むポリマーの添加の有無、および難燃剤の名称と CAS No.または「ISO1043-4 (JIS K 6899-4)」の標記方法に準じたコード番号を記載すること。なお、確認は、JIS Z 7201「製品含有化学物質管理 ー原則と指針」に基づいて実施されることが推奨される。

- (10) 製品は鉛・水銀・カドミウムおよびそれらの化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル(PBB)、ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)の含有率が、RoHS(II)指令の Annex II の修正に関する委員会委任指令 [Commission Delegated Directive (EU)2015/863]の Annex II(表 1)に適合すること。ただし、Annex III に指定されているものは除く。

【証明方法】

本項目への適合および確認方法を付属証明書に記載すること。なお、確認は、JIS Z 7201「製品含有化学物質管理 ー原則と指針」に基づいて実施されることが推奨される。

表 1. 製品の重金属の含有率

物質の名称	含有率[wt%]*
鉛およびその化合物	≤ 0.1
水銀およびその化合物	≤ 0.1
カドミウムおよびその化合物	≤ 0.01
六価クロム化合物	≤ 0.1
ポリブロモビフェニル(PBB)	≤ 0.1

ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)	≤ 0.1
----------------------	-------

\*含有率は均質物質(全体的に一様な組成で機械的に分離できる最小単位)における含有割合を指す。

- (11) 製品本体に内蔵する電池は、電池中の水銀、カドミウムおよび鉛の含有率が表 2 に適合すること。

**【証明方法】**

本項目への適合および確認方法を付属証明書に記載すること。なお、確認は、JIS Z 7201「製品含有化学物質管理 ー原則と指針」に基づいて実施されることが推奨される。

表 2. 電池の重金属の含有率

	EU 指令 2013/56/EU		EU 指令 2006/66/EC の表示要件
	水銀[wt%]	カドミウム[wt%]	鉛[wt%]
含有率	≤ 0.0005	≤ 0.002	≤ 0.004

- (12) 申込製品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など(以下、「環境法規等」という)を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況(違反の有無)を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

**【証明方法】**

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込商品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)~5)の資料(記録文書の写し等)
  - 1) 工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧
  - 2) 実施体制(組織図に役割等を記したもの)
  - 3) 記録文書の保管について定めたもの
  - 4) 再発防止策(今後の予防策)
  - 5) 再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

**4-1-4. ユーザーへの情報提供**

- (13) 以下 a.~g. の内容を取扱説明書、リーフレット、ウェブサイトなどでユーザーに情報提

供すること。

- a. 細断された紙と記録用メディアは、分けて排出すること（両方を細断する製品の場合）
- b. 細断された紙は、オフィス古紙としてリサイクルに回すように促す表記
- c. 使用済み製品の回収・リサイクル、または廃棄に関する情報
- d. 製品の適切な使用方法（日頃のお手入れ方法など）
- e. 省エネにつながる使い方
- f. 製品の消費電力に関する情報（定格消費電力、待機時消費電力など）
- g. 電気用品安全法に従った製品への注意表示

**【証明方法】**

本項目への適合を付属証明書に記載すること。またユーザーへの情報を記載した取扱説明書、リーフレット、ウェブサイトなどの該当部分の写しを提出すること。

#### 4-2. 品質に関する基準と証明方法

- (14) 製品は、故障や紙詰まりを防ぐ過負荷遮断・リバース機能などがあること。

**【証明方法】**

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また、過負荷遮断・リバース機能などがあることを記載した取扱説明書、リーフレット、ウェブサイトなどの該当部分の写しを提出すること。

- (15) 製品は電気用品安全法に適合していること。

**【証明方法】**

本項目への適合を付属証明書に記載すること。

#### 5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。なお、各項目の対応状況を付属証明書に記載すること。

- (1) 細断された紙の減容および再生利用の容易さに配慮されていること。
- (2) 製品の回収・リサイクルシステムが構築されていること。
- (3) 製品の騒音は、(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会発行の「シュレツダ性能試験方法 JBMS-62 : 2010」に従って測定し、音圧レベルが 70dB 以下であること。

#### 6. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分は品番毎とする。ただし、同一の商品ブランド(シリーズ)で、かつ投入幅が同じである場合は同一商品区分として取り扱う。

- (2) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)の特定調達品目に該当する製品は、エコマーク事務局のウェブサイトにおいて、判断の基準への適合状況を公表する。
- (3) 原則として、製品本体などにエコマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



(表示方法に関する注記)

- \* ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- \* 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。(例「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」など)
- \* 環境省「環境表示ガイドライン」(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/>)などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
- \* その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)に従うこと。

---

2017年 11月 1日	制定 (Version1.0)
2019年 4月 1日	改定 (マーク表示について)
2023年 3月 15日	有効期限延長
2029年 10月 31日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。



**別表 1** 製品設計チェックリスト

## 対象について

各要求項目は、「対象」欄に記載された特定のアセンブリーに適用される。

## 用語の定義

筐体部品	機器を環境影響から保護すると共に、ユーザーと可動部品、発光部品または高電圧部品との接触を防ぐ部品。
シャーシ	機器本体の主部品を固定するための骨格となる機能を持つ部品。
アセンブリー	力あるいは形状によって互いに結合された 2 つ以上の部品から構成されるもの。
電気・電子アセンブリー	少なくとも 1 つの電気・電子部品を含むアセンブリー。
再使用プラスチック部品	過去に使用され、再度使用されているプラスチック部品。
再生プラスチック部品	再生プラスチックを含むプラスチック製部品。
再生プラスチック	プレコンシューマ材料およびポストコンシューマ材料を含むプラスチック。
プレコンシューマ材料	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、原料として同一の工程(工場)内でリサイクルされるものは除く。
ポストコンシューマ材料	製品として使用された後に、廃棄された材料または製品。
ポリマーアロイ (ポリマーブレンド)	二成分以上の高分子の混合あるいは化学結合により得られる多成分系高分子の総称。異種高分子を物理的に混合したものをポリマーブレンドと呼ぶ。

## カテゴリ分類

各要求項目は **Must** 項目、**Should** 項目のいずれかのカテゴリに分類される。

<b>Must</b> 項目	実現されなくてはならない項目
<b>Should</b> 項目	実現されることが望ましい項目

## 参考規格名

ECMA341 (Environmental Design Considerations for ICT&CE Products) 第 4 版  
2010 年 12 月欧州計算機工業会

### Must 項目 (実現されなくてはならない項目)

分類	No	要求	対象	実現	解説	ねらい
構造と結合技術	1	相互に適合性を有さない材料で構成されるアッセンブリー同士は分離可能かまたは分離補助部付きで結合されているか。	筐体部品、シャーシ、電気・電子アッセンブリー	□はい □いいえ	材料間の適合性については、ECMA341 附属書 C「プラスチック適合性ガイド」などを参考にチェックすることができる。	再利用・リサイクルの促進
	2	電気・電子アッセンブリーおよび電気・電子部品は容易に見つけられ、分別可能か。保守・修理において交換の必要性が高い部品は容易に取り外しができるか。	機器全体	□はい □いいえ		部品探索の容易化
	3	リサイクルのための分解は一般的な工具だけでできるか。	筐体部品、シャーシ、電気・電子アッセンブリー	□はい □いいえ	『一般的な工具』とは、市販されていて入手可能な工具を指す。法律上、接続技術の選択が限られる場合には適用されない。	結合解除の容易化
	4	分解工具のために必要な掴み点および作業空間が考慮されているか。	筐体部品、シャーシ、電気・電子アッセンブリー	□はい □いいえ		結合解除の容易化
	5	アッセンブリーを筐体やシャーシに固定するためのネジ結合は 4 種類以下の道具だけで解除できるか。	筐体部品、シャーシ	□はい □いいえ	工具は駆動タイプ(例えばブラストドライバー・マイナスドライバー)および駆動サイズ(例えば工具サイズ)によって特長付けられる。	結合解除の容易化
	6	機器に取り付けられている電池(内蔵電池)は、その電池が寿命となったときや修理のときなどに実装されているプリント基板などの全体を交換することなく、電池の交換または取り外しが可能か。	内蔵電池	□はい □いいえ □電池の使用なし	電池の寿命時に電池交換がしやすい構造であることは、機器やプリント基板などの廃棄を回避し、長寿命に繋がる。本項は修理時に事業者によって電池が交換できる場合も本項を適用とみなす。	分解・解体の容易化
	7	製造事業者は上記 1 から 6 に従って、試し分解を行ったか。	機器全体	□はい □いいえ		
材料の選択および表示	8	類似の機能を有する筐体プラスチック部品の材料は一種類に限定されているか。ただし、再使用部品であることが証明された部品または特別な機能(耐熱性、耐摩耗性、耐衝撃性)が求められる部品には本項目を適用しない。	25g を超える筐体部品	□はい □いいえ □対象となる部品なし	『機能』とは、例えば「耐熱性」、「耐摩耗性」、「耐衝撃性」といった機能を指す。なお、ポリマーブレンド(ポリマーアロイ)は使用して差し支えない。	再利用・リサイクルの促進
	9	25g を超え、かつ面積が 200mm <sup>2</sup> を超えるプラスチック製部品は、ISO 1043 を考慮しながら、ISO 11469 に従って表示がなされているか。	機器全体(再使用される複合アッセンブリー中に含まれているプラスチック製部品は除く)	□はい □いいえ □対象となる部品なし	プラスチックの材質表示はすべてのリサイクル企業にプラスチック材料の種類毎の選別を可能にする。	再利用・リサイクルの促進
	10	主要な金属部品は、材料の合金種を把握しているか。また、使用後の同系統の素材へのリサイクルを想定し、日本における汎用的な成分の素材を使用しているか。	機器全体(モータを除く)	□はい □いいえ	汎用以外の金属を使用すると同系統の素材へのリサイクルを阻害する元素が含まれる可能性がある。	分解・解体の容易化 再利用・リサイクルの促進

分類	No	要求	対象	実現	解説	ねらい
	11	プラスチック製筐体部品に貼付されるラベルなどは、必要最小限に限定され、分離が容易であるか。または、分離が容易でない場合、それらが貼り付けられる部分と同一の材質であるか、もしくはリサイクルを妨げない素材であるか。	25g 以上の筐体部品	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 対象となる部品なし	高品位の材料としてリサイクルをするためには、材質表示がないと、その部分を打ち抜きして処理するか、低品位の材料としてリサイクルされる。ラベル剥がし作業は非常に手間がかかる。そのため、「家電製品のプラスチック等部品の表示およびリサイクルマークのガイドライン」では、ラベル等の材質表示、ラベル等の貼り付けるプラスチック部品と同材料化(相溶化)が望ましいとされている。	再利用・リサイクルの促進

### Should 項目 (実現が望ましい項目)

分類	No	要求	対象	実現	解説	ねらい
構造と結合技術	1	分離すべき結合箇所は容易に見つけられるか。	筐体部品、シャーシ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		部品探索の容易化
	2	10kg 以上の製品にあっては全分解工程を通して受け面を維持できるか。	機器全体	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 対象外	解体作業中に製品をひっくり返すことなく一定の面を維持できるようにすることが分解・解体の容易化につながる。	分解・解体の容易化
材料の選択および表示	3	同一のプラスチック材料から製造されている部品の着色は、統一性または適合性を有しているか。ただし、機器の操作部品には本項目を適用しない。	筐体部品	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 対象となる部品なし	『適合性を有する着色』とは、同色で明度が異なる場合を指す。	再利用・リサイクルの促進
	4	プラスチック製筐体部品は、除去工程が必要な金属塗装(金属メッキ、導電塗装)を回避しているか。プラスチック部品への直接的な印刷は必要最小限(例：製造者名)に限定されているか。	25g を超える筐体部品	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 対象となる部品なし	表面に大面積の塗料層があるプラスチック部品は、リサイクルされる場合、除去工程が必要となる。レーザーマーキングなどは本項目に示す「印刷」に含まない。プラスチック部品と同一原料の塗料などは本項目を適用しない。	再利用・リサイクルの促進
	5	金属部品の材料は、分離選別が困難な合金種 (SUS430 と SUS304 など) を組み合わせ使用していない。	機器全体	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	使用後のリサイクルを考慮すると、例えばステンレスにおいては、磁性/非磁性の種類組み合わせや、現行の精錬プロセスにおいて除去できない不純物元素(銅や錫など)の使用(混入)がないことが望ましい。	分解・解体の容易化 再利用・リサイクルの促進
	6	再使用プラスチック部品、再生プラスチック部品または環境負荷低減効果が確認された植物由来プラスチック部品を使用しているか。  (はいの場合) <input type="checkbox"/> 再使用プラスチック部品 <input type="checkbox"/> 再生プラスチック部品 <input type="checkbox"/> 植物由来プラスチック	機器全体	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ  (はいの場合には、左の欄を記入すること)	ひとつ以上の部品で使用があること。なお、配合率は問わない。	再利用・リサイクルの促進

## 別表 2 包装材料チェックリスト

### ■包装材料一覧表

1 製品あたりに使用している包装材料の名称、質量、再生材料の使用率を記載して下さい。

No.	使用包装材料名	質量[g]	再生材料の使用率
1			%
2			%
3			%
合 計			

使用包装材料名の記入例：ダンボール、ポリエチレン、発泡ポリスチレン、パルプモールド

### ■包装材料チェックリスト

以下の要求事項に対して、Must 項目を全て実現している場合に、基準に適合すると判断する。

No.	要求	実現	解説
1	減量化・減容化を考慮して設計しているか。	<b>【Must 項目】</b> □はい/□いいえ	
2	再生材料の使用(古紙、再生プラスチックなど)を考慮して設計しているか。	<b>【Must 項目】</b> □はい/□いいえ	「考慮」とは包装材料の材料選択・設計段階で再生材料の使用可否を検討していることをいう。
3	古紙 70%以上、または再生プラスチックを 40%以上使用しているか。	<b>【Should 項目】</b> □はい/□いいえ	使用包装材料を上記一覧表に記載すること。
4	包装材の表面に印字するインクの使用量を低減するように考慮して設計しているか。	<b>【Should 項目】</b> □はい/□いいえ	印刷面積を減らすデザイン等の採用により、インキ等の使用削減ができる。
5	材料の共通化を図るように設計しているか。	<b>【Must 項目】</b> □はい/□いいえ	自社製品内での材料の共通化や同一製品に使用される包装の材料を統一することが望ましい。
6	リサイクル、もしくはリユースしやすい材料の選択を考慮して設計しているか。	<b>【Must 項目】</b> □はい/□いいえ	消費者がリサイクル等にまわしやすい材料を選択することが望ましい。
7	異種材料を複合して使用する場合には、材料間の分離が容易なように設計しているか。	<b>【Must 項目】</b> □はい/□いいえ □異種材料の複合使用なし	ここでいう異種材料とは、金属とプラスチック、紙とプラスチック等を指し、プラスチックの種類による違いではない。
8	リサイクル、もしくはリユースしやすいように、法令や JIS 規格等による材質表示がされているか。	<b>【Must 項目】</b> □はい/□いいえ	消費者がリサイクル等にまわせるように適切な表示を行う必要がある。日本では容器包装リサイクル法が施行されており、「容器包装識別表示等検討委員会報告書」で識別マークおよび材質表示を表記方法が定められている。法人向けの商品においても材質表示は必須とするが、材質表示方法については識別マークに関する「無地の容器包装への対応」「表示不可能容器包装への対応」などに準拠して、材質表示を省略することができるものとする。
9	包装に使用される材料は、環境影響を及ぼす化学物質の使用回避、削減がされるように材料選択をしているか(ハロゲンを含むポリマー、HCFC(別表 3)等の不使用)。	<b>【Must 項目】</b> □はい/□いいえ	環境影響を及ぼす化学物質を使用している場合には、リサイクルや廃棄時に問題となる。
10	包装材等の回収および再使用または再生利用のためのシステムがあるか。	<b>【Should 項目】</b> □はい/□いいえ	グリーン購入法の配慮事項に記載のとおり、回収・リサイクルシステムを有していることが望ましい。本項は個人向け用途の場合、容器包装リサイクル法に従っていることでも適合とみなす。

別表 3 「包装材料チェックリスト」 No.9 に規定する HCFC

対象物質名	対象物質名
ジクロロフルオロメタン(HCFC-21)	トリクロロテトラフルオロプロパン(HCFC-224)
クロロジフルオロメタン(HCFC-22)	ジクロロペンタフルオロプロパン(HCFC-225)
クロロフルオロメタン(HCFC-31)	3,3-ジクロロ-1,1,1,2-ペンタフルオロプロパン(HCFC-225ca)
テトラクロロフルオロエタン(HCFC-121)	1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン(HCFC-225cb)
トリクロロジフルオロエタン(HCFC-122)	クロロヘキサフルオロプロパン(HCFC-226)
ジクロロトリフルオロエタン(HCFC-123)	ペンタクロロフルオロプロパン(HCFC-231)
2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン(HCFC-123)	テトラクロロジフルオロプロパン(HCFC-232)
クロロテトラフルオロエタン(HCFC-124)	トリクロロトリフルオロプロパン(HCFC-233)
2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン(HCFC-124)	ジクロロテトラフルオロプロパン(HCFC-234)
トリクロロフルオロエタン(HCFC-131)	クロロペンタフルオロプロパン(HCFC-235)
ジクロロジフルオロエタン(HCFC-132)	テトラクロロフルオロプロパン(HCFC-241)
クロロトリフルオロエタン(HCFC-133)	トリクロロジフルオロプロパン(HCFC-242)
ジクロロフルオロエタン(HCFC-141)	ジクロロトリフルオロプロパン(HCFC-243)
1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(HCFC-141b)	クロロテトラフルオロプロパン(HCFC-244)
クロロジフルオロエタン(HCFC-142)	トリクロロフルオロプロパン(HCFC-251)
1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(HCFC-142b)	ジクロロジフルオロプロパン(HCFC-252)
クロロフルオロエタン(HCFC-151)	クロロトリフルオロプロパン(HCFC-253)
ヘキサクロロフルオロプロパン(HCFC-221)	ジクロロフルオロプロパン(HCFC-261)
ペンタクロロジフルオロプロパン(HCFC-222)	クロロジフルオロプロパン(HCFC-262)
テトラクロロトリフルオロプロパン(HCFC-223)	クロロフルオロプロパン(HCFC-271)

出典：モントリオール議定書 附属書 C グループ I